福祉タクシー利用券交付

福祉タクシー利用券（初乗り運賃相当額）を交付します。

対　象
・身体障害者手帳１、２級の方
・療育手帳Ⓐ、Aの方

交付数
・年間24枚

持ち物
・身体障害者手帳または療育手帳
・印鑑

申込み
健康福祉課福祉介護担当
☎62-1233

※平成22年度分の利用券は使用できません。残券はお返しください。
※「障害者自動車等燃料費給付」と重複して受けることはできません。

障害者の有料道路割引

通勤、通院などで有料道路を利用される障害者の方に、料金の割引があります。

なお、事前の登録が必要です。

対　象
●障害者本人が運転する場合
身体障害者手帳の交付を受けているすべての方
●障害者本人以外の方が運転し、障害者本人が同乗する場合
身体障害者手帳または療育手帳の交付を受けている方で、重度の障害（１種）を持つ方

割引有効期間
●新規の場合
申請日から２回目の誕生日まで
●更新の場合
申請日から３回目の誕生日まで

持ち物
・身体障害者手帳または療育手帳
・自動車を運転する方の運転免許証
・登録する自動車の車検証
※ＥＴＣ搭載の自動車は、ＥＴＣカード、ＥＴＣ車載器の管理番号が確認できるものも併せて必要です。

登録・問合せ
健康福祉課福祉介護担当
☎62-1233

小児慢性特定疾患医療給付継続申請

期　間　４月28日㈭～６月15日㈬（土・日曜日、祝日を除く）
場　所　秩父保健所
対　象　現在受給者証をお持ちで、引き続き治療が必要な20歳未満の方
持ち物　申請書、医療意見書、生計中心者の所得税関係証明書
※秩父保健所から申請に必要な書類が郵送されます。
問合せ　秩父保健所　☎22-3824

自動車税などの減免

障害者が通院などに使用する自動車の取得税・自動車税がその障害の程度により減免されます。

なお、自動車の所有者または運転者が、障害者本人でない場合は、健康福祉課発行の同一生計証明書が必要です。

対　象
障害者または障害者と生計を一にする家族

申　請（障害者１人につき１台）
○自動車取得税
自動車購入時に県税事務所へ
減免上限額：15万円
○自動車税
納税通知が届いた日から5月31日㈫までに県税事務所へ
減免上限額：4万5,000円
※期限後の申請の場合は、申請月の翌月から月割減免。納付済みの自動車税は、後日還付されます。
○軽自動車税
今年度から、身体障害者減免を受けている軽自動車については、減免を受けた状態に変更がない限り、自動的に継続します。
該当する方で、申請がお済みでない場合は、納税通知が届いた日から5月24日㈫までに町税務課へ

問合せ　秩父県税事務所
☎23-2110
税務課課税担当
☎62-1461
健康福祉課福祉介護担当
☎62-1233

特設人権相談

いじめ・体罰・いやがらせ等の人権問題でお困りの方は、お気軽にご相談ください。

日　時　４月８日㈮午前９時～正午
場　所　総合センター
相談員　新井　君美・金子理恵子　人権擁護委員
※相談員は交代する場合があります。
費　用　無料
問合せ　総務課行政担当
☎62-1231

※皆野町以外の相談所もご利用になれますので、希望市町村に直接お問い合わせください。

心配ごと相談

社会的な問題や家庭内の悩みごとなどについて相談に応じます。お気軽にお越しください。

期　日　４月22日㈮
時　間　午後１時30分～３時
場　所　社会福祉協議会相談室
相談員　町社協心配ごと相談員
問合せ　社会福祉協議会
☎62-4615

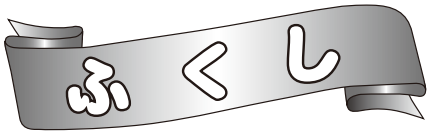

遺児手当の給付

対　象
町に住所があり、18歳未満の児童を養育している方で、次のいずれかに該当する方
①父母のいずれかが死亡、または生死が明らかでない児童の保護者
②父母が離婚した児童の保護者
③その他これらに準ずると町長が認めた方
※毎年７月に町民税課税状況の審査があります。不給付に該当した場合、その年度の給付（７月から翌年６月分）は停止します。

給付額（９月・３月に給付）
児童1人につき月額2,000円

問合せ
健康福祉課福祉介護担当
☎62-1233